

3月17日から定額給付金および子育て応援特別手当の申請受付を開始します

定額給付金

1 目的

景気後退による住民の不安に対処するため、住民の生活支援を行うとともに、地域経済対策を目的に支給されます。

2 対象者

給付対象者は、平成21年2月1日において、次のいずれかに該当する方で給付対象者の属する世帯の世帯主に支給されます。

住民基本台帳に記録されている方

外国人登録原票に登録されている方

3 給付額

給付対象者1人につき12,000円です。

ただし、平成21年2月1日において
65歳以上の方および18歳以下の方に
ついては1人につき20,000円

4 提出先および問い合わせ先

総務課総務係 ☎ 52-2112

【給付例】

氏名	続柄	年齢	給付額(円)
南富一郎	本人(世帯主)	45	12,000
南富良子	妻	43	12,000
南富二郎	子	15	20,000
南富花子	子	9	20,000
南富三郎	父	67	20,000
合 計			84,000

子育て応援特別手当

1 目的

子育て応援特別手当は、厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て家庭に対して、生活支援を目的に手当が支給されます。

2 支給対象者および支給対象となる子

(1)支給者

平成21年2月1日において、次のいずれかに該当する方で、(2)の支給対象となる子の属する世帯の世帯主に支給されます。

住民基本台帳に記録されている方

外国人登録原票に登録されている方

(2)支給対象となる子

平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した児童で、第2子以降の児童が支給対象となります。

第2子以降の数え方は、18歳以下の児童(平成2年4月2日以後の出生)の中から年齢順に数えます。

【支給例】

氏名	続柄	数え方	生年月日	支給対象	支給額(円)
南富五郎	世帯主		S45.5.2		
南富一男	子		H1.3.1	×	
南富和子	子	第1子	H5.10.4	×	
南富三平	子	第2子	H14.5.4		36,000
南富幸子	子	第3子	H16.6.2		36,000
南富文男	子	第4子	H18.8.9	×	
合 計					72,000

3 支給額 1人につき36,000円

4 提出先および問い合わせ先 保健福祉課社会福祉係(保健福祉センター内) ☎ 52-2211

定額給付金および子育て応援特別手当の申請にあたって・・・・

1 申請の際は、ご本人および振り込み口座の確認などが必要となりますので、郵送された申請書と一緒に次のものをお持ちください。

(1)運転免許証、住基カード、外国人登録証明書などの身分証明書 (2)振り込み口座の通帳 (3)印鑑

2 郵送による申請の場合は、運転免許証などの身分証明証および通帳の写しを同封願います。

3 下記の日時に臨時申請受付窓口を開設します。

第1回目 平成21年3月20日(金) 9時00分から11時30分

- ・北落合地区～北落合除雪管理センター
- ・落合地区～落合地区多目的センター
- ・幾寅、東鹿越地区～南富良野町役場
- ・金山地区～金山地区コミュニティセンター
- ・下金山地区～下金山地区多目的センター

第2回目 平成21年4月15・16日(水・木)

- ・国民健康保険被保険者証の更新手続きと同じ日程、場所で開設します。

広報みなみふらの

お知らせ版

2009.3.15

No.182